

佐賀地方最低賃金審議会の公開について

令和6年6月21日

第443回佐賀地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記5の募集要項によりお申し込みください。

記

- 1 開催日時 令和6年7月11日(木)午前10時～
- 2 開催場所 佐賀第2合同庁舎(5階)共用大会議室1
(住所:佐賀市駅前中央3丁目3-20)
- 3 議 題 (1)最低賃金の改正諮問について
(2)今後の審議について
(3)その他
- 4 募集人員 若干名
- 5 募集要項
傍聴希望者は希望者ごとに所定の「傍聴申込書」を電子メールにより下記のアドレスに7月5日(金)までにお申し込みください。

メールアドレス chinginshitsu-sagakyoku@mhlw.go.jp

電子メールが困難な場合に限り

- ・ 郵送 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階
佐賀労働局 労働基準部 賃金室
- ・ FAX (0952)32-7182

傍聴希望者が募集人員を超えた場合は、抽選により決定させていただきます。
傍聴当選者には電話等連絡いたしません。

傍聴人は別紙「順守事項」を厳守できる方に限ります。
その他お知りになりたいことがありましたら、下記にお問い合わせください。

佐賀労働局 労働基準部 賃金室
電話(0952)32-7179

審議会傍聴に当たっての順守事項

審議会の公開は国民主権の理念にのっとり、行政機関の有する情報や諸活動を国民の皆さんに説明する責務を全うするため、また、国民の皆様の的確な理解で民主的な行政の推進に資することを目的としたものであり、傍聴者の皆さまは議論に参加することや賛否を表明できません。又、審議会の進行の妨げになる行為をしてはいけません。

前記趣旨をご理解の上、下記順守事項を必ず守られますようお願いいたします。

なお、審議会主宰者の指示に従わない場合は退去をすることになります。

順守事項

- 1 指定された席に着席し、会議中に立ち上がるもしくは席を離れることは出来ません。途中退席(休憩時間等は除く)した場合、再入場は認められません。
- 2 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 3 審議中は静粛にし、審議の妨害となる行為や審議における言論に対し賛否を表明したり、拍手等を行うことはできません。
- 4 次のものの持込や身に付けることはできません。
 - ・携帯電話・ポケットベル・カメラ・ビデオカメラ
 - ・テープレコーダー・拡声器
 - ・ゼッケン・腕章・鉢巻・ヘルメット
 - ・その他棒・銃・刃物等危険なもの
- 5 次の方は傍聴当選人でも傍聴をお断りします。
 - ・酒気帯びの方
 - ・秩序を乱す恐れのある方
- 6 傍聴に際してはその他、審議会会長、審議会事務局の職員の指示に従っていただきます。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者がその者の退去させることがあります。

佐賀地方最低賃金審議会